

北九州市未来人材支援補助金取扱要領

1 趣旨

この要領は、北九州市未来人材支援補助金交付要綱（以下「要綱」という）第18条の規定に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 第2条関係

(1) 要綱第2条第8号に規定する「認定事業所」とは、北九州市新成長戦略に資する下記の産業で事業を行う事業所のうち、認定申請前三年のいずれかの年に採用実績が希望を下回ったことがある事業所で、市長が認定するものをいう。なお、公務（外郭団体、独立行政法人を含む）、学校教育、政治・経済・文化団体、金融業・保険業は対象外とする。

①「高付加価値ものづくりクラスターの形成」に資する産業

- ア 自動車関連産業
- イ ロボット関連産業
- ウ 環境関連産業

②国内潜在需要に対応したサービス産業

- ア 健康・生活サービス関連産業
- イ 集客交流産業（卸・小売業、飲食サービス業）
- ウ 6次産業（生産、加工、物流、販売に関する産業）
- エ 情報通信産業

③「海外ビジネス拠点の形成」に資する産業

- ア 都市インフラビジネス関連産業
- イ 海外工場のサポート拠点関連産業
- ウ 飲食、小売、介護、サービス業の海外ビジネス支援関連産業

④「地域エネルギー拠点の形成」に資する産業

- ア 省エネルギー関連産業
- イ 再生可能・基幹エネルギー関連産業
- ウ 安定・安価で賢いエネルギー網の構築に係る産業

⑤雇用創出に関するビジネス産業

- ア 人材ビジネス産業
- イ 技術サービス産業
- ウ 子育て支援関連産業

(2) 要綱第2条第8号に規定する「認定事業所」の認定を受けようとする事業所は、次の書類を添付して申請し、認定を受けなければならない。

- ①求人票等
- ②その他市長が認めるもの

(3) 要綱第2条第9号関係に規定する「市長が指定する職」とは次のとおりとする。

- ①「新成長枠」：幹部候補の職（総合職・研究職・開発職・技術職）など中核人材となる職（医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の資格を持って医療に従事する職は除く）
- ②「少子高齢対応枠」：保育士、幼稚園教諭、介護福祉士の少子高齢化に対応する社会福祉の専門的資格職

3 第3条関係

要綱第3条に規定する「一定期間」とは、10月1日から翌3月31日までの期間とする。

4 第6条関係

要綱第6条第3号に規定する「公共団体又は公共的団体が貸与する奨学金で市長が認めるもの」とは、別表1のものとする。

5 第7条関係

要綱第7条第2項第1号に規定する「成績証明書」は、学部3年次相当学年以前の成績が記載されているものとする。

6 第7条、第11条、第15条関係

要綱第7条、第11条、第15条に規定する「市長が定める期間」は、毎年度、別に定める。

7 第8条関係

(1) 要綱第8条に規定する選考方法は次のとおりとする。

- ① 取得単位で、優・秀（A・S）を5倍、良（B）を3倍、可（C）を1倍したものの合計値を総取得単位数で除したものの値で比較する。
なお、認定（N）は加味しない。

② 小論文や社会貢献活動の状況を加味する。

(2) 要綱第8条第2号に規定する「期間」は、毎年度、別に定める。

8 様式

要項に規定する様式は、次の表のとおりとする。

要 綱	名 称	別記様式
第7条	交付候補者認定申請書	様式第1号
第8条	交付候補者認定通知書	様式第2号
第9条	交付候補者届出書	様式第3号
第9条	交付候補者認定期間延長願	様式第4号
第9条	交付候補者認定期間延長通知書	様式第5号
第10条	交付候補者認定取消通知書	様式第6号
第11条	交付対象者認定申請書	様式第7号
第12条	交付対象者認定通知書	様式第8号
第13条	交付対象者届出書	様式第9号
第14条	交付対象者認定取消通知書	様式第10号
第15条	交付申請書	様式第11号
第15条	在職証明書	様式第12号
第16条	交付決定通知書	様式第13号
第17条	交付決定取消通知書	様式第14号